

1 生命保険料控除

1月～12月に払い込んだ保険料に応じた一定の額が、所得税と住民税の課税対象となる所得から控除される制度です。これにより「所得税」と「住民税」が軽減されます。生命保険料控除には、「一般生命保険料控除」、「介護医療保険料控除」および「個人年金保険料控除」の3つの控除があります。

対象契約

●納税者本人が保険料を支払い、かつ、保険金受取人のすべてが「本人」、「配偶者」または「その他の親族」である生命保険契約（保険期間が5年未満など一部の契約は対象外です。）。

- 基本契約は「一般生命保険料控除」の対象です。
- 無配当総合医療特約（R04）（無解約返戻金型）および無配当先進医療特約（無解約返戻金型）は「介護医療保険料控除」の対象です。
- 無配当傷害医療特約（R04）（無解約返戻金型）は生命保険料控除の対象外です。

対象保険料

●1年間（1月～12月）に払い込んだ保険料の合計額から、その年に支払われた配当金を差し引いた金額（年間正味払込保険料）となります。
※基本契約の保険料は、払い込んだその年のみ生命保険料控除が適用されます。

生命保険料控除の手続き

①生命保険料控除の対象となる払い込みがある場合、当社から「保険料払込証明書」*①を発行します。

②生命保険料控除を受けるためには「申告」が必要です。

〈給与所得者の方〉

●年末調整の際、「保険料控除申告書」に「保険料払込証明書」を添付して勤務先に提出してください。

給与の年収額や給与以外の所得が一定の額を超える場合などには、確定申告が必要です。

〈給与所得者以外の方（申告納税者）〉

●確定申告の際、「確定申告書」に「保険料払込証明書」を添付して所轄の税務署に提出してください。

生命保険料控除額

●次のとおり年間の所得金額から控除されます。

〈所得税〉

年間正味払込保険料	控除金額
20,000円以下のとき	全 額
20,000円を超え40,000円以下のとき	(年間正味払込保険料×1/2)+10,000円
40,000円を超え80,000円以下のとき	(年間正味払込保険料×1/4)+20,000円
80,000円を超えると	一律 40,000円

〈住民税〉

年間正味払込保険料	控除金額
12,000円以下のとき	全 額
12,000円を超え32,000円以下のとき	(年間正味払込保険料×1/2)+6,000円
32,000円を超え56,000円以下のとき	(年間正味払込保険料×1/4)+14,000円
56,000円を超えると	一律 28,000円

●「一般生命保険料」および「介護医療保険料」がある場合には、それぞれ「別枠」で計算した金額の合計となります。

*①…保険料払込証明書の再発行が必要な場合は、マイページまたは、最寄りの郵便局（簡易郵便局は除きます）にて手続きください。
また、保険料払込証明書はマイページおよびマイナポータルから電子発行することも可能です。
マイページのご利用または保険料払込証明書の電子発行にあたっては、当社Webサイトをご確認ください。
マイページのご利用はこちら…<https://www.jp-life.japanpost.jp/mypage/>
保険料払込証明書の電子発行はこちら…<https://www.jp-life.japanpost.jp/customer/procedure/certificate/digital.html>

2 保険金の税法上の取り扱い

保険金にかかる税金は、ご契約者・被保険者・受取人の関係によって異なります。以下は、ご契約者が保険料負担者の場合です。

(1) 保険金の課税の取り扱い

死亡保険金	契約形態	契約内容の例			税の種類
		ご契約者	被保険者	死亡保険金受取人	
		A	A	Aの配偶者	
	ご契約者と被保険者が同一人	A	A	Aの子	相続税

(2) 死亡保険金の非課税限度額

- ご契約者と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が被保険者の相続人の場合、死亡保険金について相続税法上一定の範囲内で非課税扱いを受けることができます(※)。

(※) 契約が2件以上の場合は合算します。

保険金の非課税限度額 = 500万円 × 法定相続人の数

(3) 入院保険金などの非課税扱い

- 次の保険金の受取人が「被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族」に該当するときには、次の保険金は「非課税」となります。

入院保険金、入院一時金、手術保険金、放射線治療保険金、先進医療保険金



- 2023年12月現在に適用される税制に基づき記載しています。今後、税制が変わる場合もあります。一般的な税務の取り扱いを記載しているものであり、実際の取り扱いは、個々の状況によって異なる可能性があります。
- 詳しくは、所轄の税務署などに確認してください。